

カード会員規約の一部改定について

平素は弊社クレジットカードをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

このたび、下記のとおり、カード会員規約の一部を改定いたします。

記

1. 適用開始日
2022年4月1日（金）
2. 対象となるカード会員規約
 - ・九州日本信販 JCB カード会員規約
 - ・九州日本信販代行カード会員規約

3. 改定内容

改定後	改定前
<p>第一章〔一般条項〕</p> <p>第1条（本人会員及び家族会員等）</p> <p>1. 本人会員とは、本規約を承認の上、九州日本信販株式会社（以下「当社」といいます。）に、当社所定の<u>申込書等</u>により入会の申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。</p> <p>2. 家族会員とは、本人会員が代金の<u>支払い</u>その他当社との契約に関する一切の責任を連帯して引受けることを承認した家族で、本人会員と同様に本規約を承認の上、入会の申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。なお、家族会員は、自己の利用に基づく債務及びカード管理上の責任に基づく債務について責任を負うものとします。</p>	<p>第一章〔一般条項〕</p> <p>第1条（本人会員及び家族会員等）</p> <p>1. 本人会員とは、本規約を承認の上、九州日本信販株式会社（以下「当社」といいます。）に、当社所定の<u>申込書</u>により入会の申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。</p> <p>2. 家族会員とは、本人会員が代金の<u>支払</u>その他当社との契約に関する一切の責任を連帯して引受けることを承認した家族で、本人会員と同様に本規約を承認の上、入会の申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。なお、家族会員は、自己の利用に基づく債務及びカード管理上の責任に基づく債務について責任を負うものとします。</p>

4. 本人会員は第17条第4項による家族カード利用中止を申出ない限り、家族カードの利用による債務の支払いを免れることはできないものとします。この場合、本人会員は、家族会員から家族カードを回収する等をして、家族カードの利用ができない措置をとるものとします。

第2条 (カードの貸与と取扱い・有効期限)

6. 会員が本条第3項、第4項、第5項に違反し、カード又はカードの表示事項が他人に使用されたときは、その利用代金の支払は会員の負担となります。

8. 本人会員は、更新カードの送付を受けたときは、当社が指示した場合を除き、従前のカードを自らの責任において切断する等使用不能の状態にして処分していただきます。なお、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用します。

第3条 (年会費)

1. 会員は、当社所定の年会費をお支払いただきます。ただし、カードの種別によっては、本条項を適用しない場合があります。

第4条 (暗証番号)

3. 会員は、当社所定の方法で申出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの場合は、カード再発行手続きが必要となります。

第5条 (カードの利用可能枠)

1. カードの利用可能枠は、家族会員の利用可能枠を含んで当社が審査の上、決定するものとし、本人会員へ通知するものとします。ただし、当社が会員のカード利用状況若しくは支払状況又は本人会員の信用状況等に応じて適当と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでも次の手続きを行うことができるものとします。

4. 会員は当社が承認した場合を除き、本条第1項から第3項に定める利用可能枠（以下「各利用可能枠」といいます。）を超えるカード利用（本項では各利用可能枠の対象となるカード利

4. 本人会員は第17条第4項による家族カード利用中止を申出ない限り、家族カードの利用による債務の支払を免れることはできないものとします。この場合、本人会員は、家族会員から家族カードを回収する等をして、家族カードの利用ができない措置をとるものとします。

第2条 (カードの貸与と取扱い・有効期限)

6. 会員が本条第3項、第4項、第5項に違反し、カード又はカードの表示事項が他人に使用されたときは、その利用代金の支払は会員の負担となります。

8. 本人会員は、更新カードの送付を受けたときは、当社が指示した場合を除き、従前のカードを自らの責任において切断する等使用不能の状態にして処分していただきます。なお、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払については、有効期限経過後といえども本規約を適用します。

第3条 (年会費)

1. 会員は、当社所定の年会費をお支払いただきます。ただし、カードの種別によっては、本条項を適用しない場合があります。

第4条 (暗証番号)

3. 会員は、当社所定の方法で申出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの場合は、カード再発行手続きが必要となります。

第5条 (カードの利用可能枠)

1. カードの利用可能枠は、家族会員の利用可能枠を含んで当社が審査の上、決定するものとし、本人会員へ通知するものとします。ただし、当社が会員のカード利用状況若しくは支払状況又は本人会員の信用状況等に応じて適当と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでも次の手続きを行うことができるものとします。

4. 会員は当社が承認した場合を除き、本条第1項から第3項に定める利用可能枠（以下「各利用可能枠」といいます。）を超えるカード利用（本項では各利用可能枠の対象となるカード利

用のことをいいます。)はできないものとします。また、当社の承認を得ずに各利用可能枠を超えてカード利用した場合は、各利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。

第9条 (お支払い)

1. カードショッピングの利用代金及び手数料(以下「カードショッピングの支払金」といいます。)並びにカードキャッシングの融資金及び利息(以下「カードキャッシングの支払金」といいます。)、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は、会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の口座から口座振替の方法により毎月27日(ただし、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)にお支払いいただきます。なお、当社が特に必要と認めた場合又は事務上の都合(JCB加盟店でのカード利用によるお支払金等の場合には、請求が遅れることがあります。)により、上記以外の方法又は上記以外の日にお支払いいただく場合があります。

3. 会員は、JCB加盟店で商品・権利を購入し又はサービスの提供を受けたことにより会員が負担するショッピング利用代金の債権について、当社がJCBに対して第41条第1項又は第2項に基づく立替払いをすることができない場合は、JCBより直接会員へ当該ショッピング利用代金の債権の請求が行われること及び当該請求に従い支払いを行うことをあらかじめ承諾するものとします。

4. 会員は、前項に基づきJCBより直接会員へ請求を行う場合、当社よりJCBへ会員の請求に必要な情報を提供することをあらかじめ承諾するものとします(詳細は「個人情報の取扱いに関する同意条項」第4条第1項(2)をご覧ください)。

第13条 (カードご利用代金明細書《請求書》・残高承認)

1. 当社は会員に対しカード利用によるカードショッピング及びカードキャッシングの支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細及び残高が記載されたカードご利用代金明細書を会員の届出住所宛に送付します。ただし、支払いを2回以上に分

用のことをいいます。)はできないものとします。また、当社の承認を得ずに各利用可能枠を超えてカード利用した場合は、各利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。

第9条 (お支払)

1. カードショッピングの利用代金及び手数料(以下「カードショッピングの支払金」といいます。)並びにカードキャッシングの融資金及び利息(以下「カードキャッシングの支払金」といいます。)、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は、会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の口座から口座振替の方法により毎月27日(ただし、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)にお支払いいただきます。なお、当社が特に必要と認めた場合又は事務上の都合(JCB加盟店でのカード利用によるお支払金等の場合には、請求が遅れることがあります。)により、上記以外の方法又は上記以外の日にお支払いただく場合があります。

3. 会員は、JCB加盟店で商品・権利を購入し又はサービスの提供を受けたことにより会員が負担するショッピング利用代金の債権について、当社がJCBに対して第41条第1項又は第2項に基づく立替払をすることができない場合は、JCBより直接会員へ当該ショッピング利用代金の債権の請求が行われること及び当該請求に従い支払を行うことをあらかじめ承諾するものとします。

4. 会員は、前項に基づきJCBより直接会員へ請求を行う場合、当社よりJCBへ会員の請求に必要な情報を提供することをあらかじめ承諾するものとします(詳細は「個人情報の取扱いに関する同意条項」第4条(1)(2)をご覧ください)。

第13条 (カードご利用代金明細書《請求書》・残高承認)

1. 当社は会員に対しカード利用によるカードショッピング及びカードキャッシングの支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細及び残高が記載されたカードご利用代金明細書を会員の届出住所宛に送付します。ただし、支払を2回以上に分割

割し、かつ口座振替により支払う場合、2回目以降の支払いで前回請求金額が同額となる場合は、当回分のカードご利用代金明細書は送付しないものとします。なお、当社所定の手続きがとられた場合には、法令等により電磁的な方法が認められない場合を除き、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとします。

第14条（費用・公租公課等の負担）

1. 会員は、当社に対するカード利用による支払金等の支払いに要する費用及び当社からの返金に要する費用を負担するものとします。
2. 会員は、支払いを遅滞したことにより、当社が振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき550円（税込）以内で当社の定める金額を、別に支払うものとします。ただし、カードキャッシングの支払金の場合、会員が当該手数料を負担することにより、利息（みなし利息を含む）、遅延損害金が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定の上限利率を超える場合は、その超過分についてはこの限りではありません。
7. 会員がカードキャッシング利用のために当社と提携する金融機関等の現金自動預払機（ATM）等を利用したときの利用料として、利用金額が1万円以下の場合は110円（税込）、1万円を超える場合は220円（税込）を会員は支払うものとします。

第17条（退会・会員資格の取消し及びカードの使用停止・返却）

1. 会員の都合により退会するときは、当社あてにその旨の届出を行うものとし、同時にカードを返却いただき、カード利用による支払金等の未払債務を完済されたときをもって退会といたします。また、会員は退会申出後であっても全てのカード利用による支払金等の未払債務を完済しなければならないものとします。なお、当社が請求した場合は、未払債務の全額を一括して直ちにお支払いいただくことがあります。
2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知する

し、かつ口座振替により支払う場合、2回目以降の支払で前回請求金額が同額となる場合は、当回分のカードご利用代金明細書は送付しないものとします。なお、当社所定の手続がとられた場合には、法令等により電磁的な方法が認められない場合を除き、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとします。

第14条（費用・公租公課等の負担）

1. 会員は、当社に対するカード利用による支払金等の支払に要する費用及び当社からの返金に要する費用を負担するものとします。
2. 会員は、支払を遅滞したことにより、当社が振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき550円（税込）以内で当社の定める金額を、別に支払うものとします。ただし、カードキャッシングの支払金の場合、会員が当該手数料を負担することにより、利息（みなし利息を含む）、遅延損害金が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定の上限利率を超える場合は、その超過分についてはこの限りではありません。
7. 会員がカードキャッシング利用のために現金自動貸付機等を利用したときの利用料として、利用金額が1万円以下の場合は110円（税込）、1万円を超える場合は220円（税込）を会員は支払うものとします。

第17条（退会・会員資格の取消し及びカードの使用停止・返却）

1. 会員の都合により退会するときは、当社あてにその旨の届出を行うものとし、同時にカードを返却いただき、カード利用による支払金等の未払債務を完済されたときをもって退会といたします。また、会員は退会申出後であっても全てのカード利用による支払金等の未払債務を完済しなければならないものとします。なお、当社が請求した場合は、未払債務の全額を一括して直ちにお支払いいただくことがあります。
2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知する

ことなく、カードの使用を停止し又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。この場合、当社は当社と提携する金融機関等の現金自動預払機（ATM）等を通じてカードの回収を行うことができます。

6. 会員は、退会・会員資格の取消し等により会員資格を失った後においても、当社が請求したときは、カード盗難保険の申請手続きその他当社の指示する事項について、これに応じる義務を負うものとします。
7. 会員は、退会・会員の資格の取消し等により会員資格を失った後においても、その後当該カードに関して生じた一切のカード利用による支払金等について支払いの責任を負うものとします。その場合、支払いが完了するまでは引き続き本会員規約の効力が維持されるものとします。

第19条（期限の利益の喪失）

1. 会員が、カードキャッシングの支払金又は翌月1回払のカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したときは、カードキャッシングの未払債務全額及び翌月1回払のカードショッピングの未払債務全額について当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちにお支払いいただきます。ただし、カードキャッシングにおいては、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。
2. 会員が次のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。
 - (1) カードショッピングの分割（翌月1回払以外）支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上 of 相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらずその期限までに支払いのなかったとき。
 - (2) カードショッピングにおける売買契約、サービス（役務）提供契約が会員にとって営業のために又は営業として締結されたものである場合（ただし、業務提供誘引販売個人契約又は連鎖販売個人契約に該当するものを除く。）で、会

ことなく、カードの使用を停止し又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。この場合、当社は当社指定の現金自動貸付機又は当社が提携する金融機関の自動貸付機等を通じてカードの回収を行うことができます。

6. 会員は、退会・会員資格の取消し等により会員資格を失った後においても、当社が請求したときは、カード盗難保険の申請手続きその他当社の指示する事項について、これに応じる義務を負うものとします。
7. 会員は、退会・会員の資格の取消し等により会員資格を失った後においても、その後当該カードに関して生じた一切のカード利用による支払金等について支払の責任を負うものとします。その場合、支払が完了するまでは引き続き本会員規約の効力が維持されるものとします。

第19条（期限の利益の喪失）

1. 会員が、カードキャッシングの支払金又は翌月1回払のカードショッピングの支払金の支払を1回でも遅滞したときは、カードキャッシングの未払債務全額及び翌月1回払のカードショッピングの未払債務全額について当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちにお支払いいただきます。ただし、カードキャッシングにおいては、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。
2. 会員が次のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。
 - (1) カードショッピングの分割（翌月1回払以外）支払金の支払を遅滞し、当社から20日以上 of 相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらずその期限までに支払のなかったとき。
 - (2) カードショッピングにおける売買契約、サービス（役務）提供契約が会員にとって営業のために又は営業として締結されたものである場合（ただし、業務提供誘引販売個人契約又は連鎖販売個人契約に該当するものを除く。）で、会

員がカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

(3) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

3. 会員が次のいずれかに該当したときは、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。

4. 本人会員は、第17条第2項各号の規定により会員資格を取り消されたときは、当社の請求により当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、ただちに当該債務の全額をお支払いいただきます。

第二章 [カードショッピング条項]

第25条 (カードショッピングの利用方法)

(1) 会員は、当社と契約している加盟店又は当社が加盟するJCBに加盟した日本国内外のクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店（以下これら加盟店を総称して「加盟店」といいます。）でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、カードショッピングができます。ただし、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、所定の手続きによりカードの利用ができる場合があります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、会員は当社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

2. 会員は、カードショッピングの利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払いすることを当社に委託するものとします。

第26条 (商品の所有権留保に伴う特約)

商品の所有権は、当社が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、立替払い契約に基づく債務が完済されるまで当社に留保されることを会員は認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。

員がカードショッピングの支払金の支払を1回でも遅滞したとき。

(3) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。

3. 会員が次のいずれかに該当したときは、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。

4. 本人会員は、第17条第2項各号の規定により会員資格を取り消されたときは、当社の請求により当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、ただちに当該債務の全額をお支払いいただきます。

第二章 [カードショッピング条項]

第25条 (カードショッピングの利用方法)

(1) 会員は、当社と契約している加盟店又は当社が加盟するJCBに加盟した日本国内外のクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店（以下これら加盟店を総称して「加盟店」といいます。）でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、カードショッピングができます。ただし、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、所定の手続きによりカードの利用ができる場合があります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、会員は当社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

2. 会員は、カードショッピングの利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払することを当社に委託するものとします。

第26条 (商品の所有権留保に伴う特約)

商品の所有権は、当社が加盟店に立替払したことにより加盟店から当社に移転し、立替払契約に基づく債務が完済されるまで当社に留保されることを会員は認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。

第27条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

1.

(4) また、海外でカードを利用した場合は、原則として1回払とします。ただし、会員から申出がありかつ当社がこれを認めた場合には、会員は分割払及びリボルビング払による支払に変更することができます。なお、変更する場合は、利用の前にあらかじめ申出るか、利用後の場合は翌月27日以降に1回払でお支払いいただく予定分を当月末日までに、申出ていただきます。

2. カードショッピングの利用代金は、毎月末日に締切り、翌月から毎月27日にカードショッピングの支払金をお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の27日からお支払いいただくことがあります。

3.

(3) ボーナス併用分割払のボーナス支払月は夏期と冬期の下記所定の月とし、最初に到来したボーナス支払月よりお支払いいただきます。ボーナス併用回数は、例えば支払回数6・10回払のときは1回、12回払のときは2回、20回払のときは3回とします。また、ボーナス支払月の加算総額は、1回あたりのカードの利用代金の50%以内としボーナス併用回数で均等分割(ただしボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を毎月の均等支払額に加算してお支払いいただきます。

4.

(2) ボーナス1回払の支払月は夏期又は冬期の上記所定の月とします。なお、お取扱期間は上記所定の期間に限らせていただき、ボーナス支払月に一括してお支払いいただきます。

第31条 (支払停止の抗弁)

1. 会員は、下記の事由が存するときは、割賦販売法の規定に基づき、かつ当該規定の範囲内で、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品又は役務若しくは権利について、支払を停止することができるものとします。

第27条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

1.

(4) また、海外でカードを利用した場合は、原則として1回払とします。ただし、会員から申出がありかつ当社がこれを認めた場合には、会員は分割払及びリボルビング払による支払に変更することができます。なお、変更する場合は、利用の前にあらかじめ申出るか、利用後の場合は翌月27日以降に1回払でお支払いいただく予定分を当月末日までに、申出ていただきます。

2. カードショッピングの利用代金は、毎月末日に締切り、翌月から毎月27日にカードショッピングの支払金をお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の27日からお支払いいただくことがあります。

3.

(3) ボーナス併用分割払のボーナス支払月は夏期と冬期の下記所定の月とし、最初に到来したボーナス支払月よりお支払いいただきます。ボーナス併用回数は、例えば支払回数6・10回払のときは1回、12回払のときは2回、20回払のときは3回とします。また、ボーナス支払月の加算総額は、1回あたりのカードの利用代金の50%以内としボーナス併用回数で均等分割(ただしボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を毎月の均等支払額に加算してお支払いいただきます。

4.

(2) ボーナス1回払の支払月は夏期又は冬期の上記所定の月とします。なお、お取扱期間は上記所定の期間に限らせていただき、ボーナス支払月に一括してお支払いいただきます。

第31条 (支払停止の抗弁)

1. 会員は、下記の事由が存するときは、割賦販売法の規定に基づき、かつ当該規定の範囲内で、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品又は役務若しくは権利について、支払を停止することができるものとします。

2. 当社は、会員が本条第1項の支払停止を行う旨を当社に申出たときは直ちに所要の手続きをとるものとします。

5. 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、会員と加盟店との間の紛議は両者において解決するものとします。

(7) 当社の承諾なしに、売買契約、サービス提供契約の合意解約（ただし、法律上認められるものを除く）、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払い、その他当社の債権を侵害する行為をしたとき。

(8) 本条第1項(1)から(3)の事由が会員の責に帰すべきとき、その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。

6. 会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払いを継続するものとします。

第33条（早期完済の場合の特約）

会員が当初の契約のとおりカードショッピングの支払金の支払いを履行している場合には、約定支払期間の中途であっても早期完済をすることができます。この場合の支払金額は下記算式により算出した金額とします。

第三章 [カードキャッシング条項]

第35条（カードキャッシング利用時及び支払い時の書面交付）

第36条（カードキャッシングの利用方法）

1.

(1) 当社と提携する金融機関等の現金自動預払機（ATM）等にカードを入れ、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法。

(2) 当社の指定する窓口でカードを提示し、所定の申込手続きをする方法。

2. 当社は、会員が本条第1項の支払停止を行う旨を当社に申出たときは直ちに所要の手続をとるものとします。

5. 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできません。この場合、会員と加盟店との間の紛議は両者において解決するものとします。

(7) 当社の承諾なしに、売買契約、サービス提供契約の合意解約（ただし、法律上認められるものを除く）、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払、その他当社の債権を侵害する行為をしたとき。

(8) 本条第1項(1)から(3)の事由が会員の責に帰すべきとき、その他会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。

6. 会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から本条第1項による支払の停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払を継続するものとします。

第33条（早期完済の場合の特約）

会員が当初の契約のとおりカードショッピングの支払金の支払を履行している場合には、約定支払期間の中途であっても早期完済をすることができます。この場合の支払金額は下記算式により算出した金額とします。

第三章 [カードキャッシング条項]

第35条（カードキャッシング利用時及び支払時の書面交付）

第36条（カードキャッシングの利用方法）

1.

(1) 当社所定の現金自動貸付機等（CD・ATM）にカードを入れ、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法。

(2) 当社の指定する窓口でカードを提示し、所定の申込手続きをする方法。

第37条 (カードキャッシングの支払金の支払方法)

1. カードキャッシングの融資金は、毎月末日に締切り、翌月から毎月27日にカードキャッシングの支払金を当社にお支払いいただきます。

2.

(2) 当社と提携する金融機関等の現金自動預払機(ATM)等を使用した場合、当該金融機関等所定の使用料は当社を通じて会員に請求するものとし、カードキャッシングの支払金とあわせてお支払いいただきます。また、振込にて融資を行う場合は、当社が金融機関に振込手続きを行った日をご利用日とし、第9条に定める指定口座に振込むものとします。

3.

(1) 1回払の場合は、利息の実質年率は当社所定の利率を適用するもの(1年を365日とする日割計算。ただし、閏年は1年を366日とします。以下同じ。)とし、ご利用日の翌日から約定支払日までの期間の利息を融資金に加算して一括してお支払いいただきます。

8. カードキャッシングにおいては、利息制限法第1条に規定する利率を超える部分について支払う義務はありません。

第38条 (早期完済の場合の特約)

会員が約定支払期間の途中でカードキャッシングの支払金の残金全額を一括して支払うときは、当社所定の方法によりお支払いいただけます。

第39条 (遅延損害金)

会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から約定支払日に至るまで当該支払金に対し、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、カードキャッシングの残高(元本分)に対し、年20.0%(1年を365日とする日割計算。ただし、閏年は1年を366日とします。)を乗じた額の遅延損害金をお支

第37条 (カードキャッシングの支払金の支払方法)

1. カードキャッシングの融資金は、毎月末日に締切り、翌月から毎月27日にカードキャッシングの支払金を当社にお支払いいただきます。

2.

(2) 当社と提携する金融機関等の現金自動貸付機等(CD・ATM)を使用した場合、当該金融機関等所定の使用料は当社を通じて会員に請求するものとし、カードキャッシングの支払金とあわせてお支払いいただきます。また、振込にて融資を行う場合は、当社が金融機関に振込手続きを行った日をご利用日とし、第9条に定める指定口座に振込むものとします。

3.

(1) 1回払の場合は、利息の実質年率は当社所定の利率を適用するもの(1年を365日とする日割計算。ただし、閏年は1年を366日とします。以下同じ。)とし、ご利用日の翌日から約定支払日までの期間の利息を融資金に加算して一括してお支払いいただきます。

8. カードキャッシングにおいては、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える部分について支払う義務はありません。

第38条 (早期完済の場合の特約)

会員が約定支払期間の途中でカードキャッシングの支払金の残金全額を一括して支払うときは、当社所定の方法によりお支払いいただけます。

第39条 (遅延損害金)

会員がカードキャッシングの支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から約定支払日に至るまで当該支払金に対し、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、カードキャッシングの残高(元本分)に対し、年20.0%(1年を365日とする日割計算。ただし、閏年は1年を366日とします。)を乗じた額の遅延損害金をお支

払いいただきます。

第四章 [J C Bカード機能特約]

第41条 (J C Bカード機能特約)

1.

- (1) J C B加盟店から J C Bに対して債権譲渡した上で、当社が J C Bに対して立替払いすること。
- (2) J C B加盟店から J C Bの提携会社に対して債権譲渡した上で、J C Bが当該 J C Bの提携会社に対して立替払いし、さらに当社が J C Bに対して立替払いすること。
- (3) J C B加盟店から J C Bの関係会社に対して債権譲渡した上で、J C Bが当該 J C Bの関係会社に対して立替払いし、さらに当社が J C Bに対して立替払いすること。

2. J C B又は J C Bの提携会社若しくは J C Bの関係会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、会員は、ショッピング利用代金の債権について以下のことをあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、立替払いに際しては、J C B又は J C Bの提携会社若しくは J C Bの関係会社が認めた第三者を経由する場合があります。

- (1) J C Bが J C B加盟店に対して立替払いした上で、当社が J C Bに対して立替払いすること。
- (2) J C Bの提携会社が J C B加盟店に対して立替払いした上で、J C Bが当該 J C Bの提携会社に対して立替払いし、さらに当社が J C Bに対して立替払いすること。
- (3) J C Bの関係会社が J C B加盟店に対して立替払いした上で、J C Bが当該 J C Bの関係会社に対して立替払いし、さらに当社が J C Bに対して立替払いすること。

第五章 [リボ宣言等に関する特約条項]

第42条 (リボ宣言)

1. リボ宣言とは、会員がカード利用前にあらかじめ申出ること

払いいただきます。

第四章 [J C Bカード機能特約]

第41条 (J C Bカード機能特約)

1.

- (1) J C B加盟店から J C Bに対して債権譲渡した上で、当社が J C Bに対して立替払すること。
- (2) J C B加盟店から J C Bの提携会社に対して債権譲渡した上で、J C Bが当該 J C Bの提携会社に対して立替払し、さらに当社が J C Bに対して立替払すること。
- (3) J C B加盟店から J C Bの関係会社に対して債権譲渡した上で、J C Bが当該 J C Bの関係会社に対して立替払し、さらに当社が J C Bに対して立替払すること。

2. J C B又は J C Bの提携会社若しくは J C Bの関係会社と加盟店間の契約が立替払契約の場合、会員は、ショッピング利用代金の債権について以下のことをあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、立替払に際しては、J C B又は J C Bの提携会社若しくは J C Bの関係会社が認めた第三者を経由する場合があります。

- (1) J C Bが J C B加盟店に対して立替払した上で、当社が J C Bに対して立替払すること。
- (2) J C Bの提携会社が J C B加盟店に対して立替払した上で、J C Bが当該 J C Bの提携会社に対して立替払し、さらに当社が J C Bに対して立替払すること。
- (3) J C Bの関係会社が J C B加盟店に対して立替払した上で、J C Bが当該 J C Bの関係会社に対して立替払し、さらに当社が J C Bに対して立替払すること。

第五章 [リボ宣言等に関する特約条項]

第42条 (リボ宣言)

1. リボ宣言とは、会員がカード利用前にあらかじめ申出ること

により、申出以降に翌月1回払と指定した（指定を行わなかったことにより1回払とされた場合を含みます。）カードショッピングの支払方法が自動的にリボルビング払として、お支払いいただくサービスです。本サービス登録後のリボルビング払となるカードショッピング利用分につきましては、利用日から最初に到来する支払期日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、ショッピング利用の際に分割払、ボーナス払等を指定した場合は、当該ショッピングの利用代金の支払方法はショッピング利用の際に指定した支払方式となります。ただし、当社が指定する加盟店では全てが1回払となる場合がございます。

2. お支払いは、元利定額残高スライド方式、元利定額方式のうち、リボ宣言当時当社に登録されている支払方式によるものとします。ただし、会員から当社指定の方法による支払方式変更の申出（元利定額方式の場合、弁済金の額の変更を含む）があり当社がそれを認めた場合、希望の支払方式に変更できるものとします。

4. 本条第1項の登録がされた場合、会員は、カード会員規約のカードショッピング条項に定めるリボルビング払の手数料の規定に従い、当該カードショッピング利用代金に加えて、リボルビング払手数料を当社にお支払いいただきます。また、本条第1項で支払方法が変更された後、変更の取消し、更なる支払方法の変更はできません。

第43条（あとリボ・あと分割）

2. あとリボによるお支払いは、元利定額残高スライド方式、元利定額方式のうち、あとリボの申出当時当社に登録されている支払方式によるものとします。

3. 本条第1項の変更がされた場合、会員は、カード会員規約のカードショッピング条項に定めるリボルビング払又は分割払の手数料の規定に従い、当該カードショッピング利用代金に加えて、リボルビング払手数料又は分割払手数料を当社にお支払いいただきます。また、本条第1項で支払方法が変更された後、変更の取消し、更なる支払方法の変更はできません。

により、申出以降に翌月1回払と指定した（指定を行わなかったことにより1回払とされた場合を含みます。）カードショッピングの支払方法が自動的にリボルビング払として、お支払いいただくサービスです。本サービス登録後のリボルビング払となるカードショッピング利用分につきましては、利用日から最初に到来する支払期日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、ショッピング利用の際に分割払、ボーナス払等を指定した場合は、当該ショッピングの利用代金の支払方法はショッピング利用の際に指定した支払方式となります。ただし、当社が指定する加盟店では全てが1回払となる場合がございます。

2. お支払は、元利定額残高スライド方式、元利定額方式のうち、リボ宣言当時当社に登録されている支払方式によるものとします。ただし、会員から当社指定の方法による支払方式変更の申出（元利定額方式の場合、弁済金の額の変更を含む）があり当社がそれを認めた場合、希望の支払方式に変更できるものとします。

4. 本条第1項の登録がされた場合、会員は、カード会員規約のカードショッピング条項に定めるリボルビング払の手数料の規定に従い、当該カードショッピング利用代金に加えて、リボルビング払手数料を当社にお支払いいただきます。また、本条第1項で支払方法が変更された後、変更の取消し、更なる支払方法の変更はできません。

第43条（あとリボ・あと分割）

2. あとリボによるお支払は、元利定額残高スライド方式、元利定額方式のうち、あとリボの申出当時当社に登録されている支払方式によるものとします。

3. 本条第1項の変更がされた場合、会員は、カード会員規約のカードショッピング条項に定めるリボルビング払又は分割払の手数料の規定に従い、当該カードショッピング利用代金に加えて、リボルビング払手数料又は分割払手数料を当社にお支払いいただきます。また、本条第1項で支払方法が変更された後、変更の取消し、更なる支払方法の変更はできません。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条 (個人情報の収集・保有・利用)

(1) 会員等が所定の申込書等に記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号(ショートメッセージサービス(SMS)の宛先番号として使用される場合も含む)、勤務先、家族構成、住居状況、メールアドレス、会員等の属性に関する情報(変更後の情報を含む。以下同じ)。

(2) 本契約に関する入会申込日、契約日、振替口座、商品名、契約額、支払回数、利用可能枠等本契約の内容に関する情報。

(3) 本契約に関する支払開始後の利用残高、利用明細、月々の返済状況、お問合せ内容(ただし、(7)及び(8)を除く)等。

(4) 本契約に関する会員等の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、家族構成等、収入、支出、本契約以外の当社との契約により収集したカード及びローン等の利用・支払履歴。又は当社が収集した保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。

(5) 当社が適法かつ適正な方法により収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。

(6) 本契約に関し、法令又は当社が必要と認めた場合に、会員等の運転免許証、パスポート等の提示を求め内容を確認し、記録することにより又は写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報。

(7) 音声情報(個人の音声を磁氣的又は光学的に媒体等に記録したもの)

(8) 映像情報(個人の肖像を磁氣的又は光学的に媒体等に記録したもの)

(9) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報。

第2条 (与信目的以外による個人情報の利用)

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条 (個人情報の収集・保有・利用)

① 会員等が所定の申込書に記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号(ショートメッセージサービス(SMS)の宛先番号として使用される場合も含む)、勤務先、家族構成、住居状況、メールアドレス、会員等の属性に関する情報(変更後の情報を含む。以下同じ)。

② 本契約に関する入会申込日、契約日、振替口座、商品名、契約額、支払回数、利用可能枠等本契約の内容に関する情報。

③ 本契約に関する支払開始後の利用残高、利用明細、月々の返済状況、お問合せ内容(ただし、⑦及び⑧を除く)等。

④ 本契約に関する会員等の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、家族構成等、収入、支出、本契約以外の当社との契約により収集したカード及びローン等の利用・支払履歴。又は当社が収集した保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。

⑤ 当社が適法かつ適正な方法により収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。

⑥ 本契約に関し、法令又は当社が必要と認めた場合に、会員等の運転免許証、パスポート等の提示を求め内容を確認し、記録することにより又は写しを入手することにより得た本人確認を行なうための情報。

⑦ 音声情報(個人の音声を磁氣的又は光学的に媒体等に記録したもの)

⑧ 映像情報(個人の肖像を磁氣的又は光学的に媒体等に記録したもの)

⑨ 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報。

第2条 (与信目的以外による個人情報の利用)

1 会員等は、カードの発行、カードの管理及びカード付帯サービス（会員向け各種補償制度、各種ポイントサービス等）を含む全てのカード機能の履行のため及び下記目的のために第1条(1)、(2)、(3)の個人情報を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・共同利用することに同意します。

(1) 当社のカード・個別信用購入あっせん・金融・保険・共済・各種商品販売事業等及び関連する事業等における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス

(2) 当社のカード・個別信用購入あっせん・金融・保険・共済・各種商品販売事業等及び関連する事業等における市場調査、商品開発

(3) 当社のカード・個別信用購入あっせん・金融・保険・共済・各種商品販売事業等及び関連する事業等における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内又はカード発行提携先等の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

(4) 当社が提携先・加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（ホームページ等）によってお知らせしております。

2 会員等は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

1 当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合には、会員等の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。

2 会員等に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携

(1) 会員等は、カードの発行、カードの管理及びカード付帯サービス（会員向け各種補償制度、各種ポイントサービス等）を含む全てのカード機能の履行のため及び下記目的のために第1条①、②、③の個人情報を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・共同利用することに同意します。

① 当社のカード・個別信用購入あっせん・金融・保険・共済・各種商品販売事業等及び関連する事業等における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス

② 当社のカード・個別信用購入あっせん・金融・保険・共済・各種商品販売事業等及び関連する事業等における市場調査、商品開発

③ 当社のカード・個別信用購入あっせん・金融・保険・共済・各種商品販売事業等及び関連する事業等における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内又はカード発行提携先等の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

④ 当社が提携先・加盟店等から受託して行なう宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（ホームページ等）によってお知らせしております。

(2) 会員等は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

(1) 当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合には、会員等の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。

(2) 会員等に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携

する個人情報情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

3 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

4 当社が加盟する個人情報情報機関（株式会社シー・アイ・シー）と提携する個人情報情報機関は、下記のとおりです。

(1) 全国銀行個人情報センター

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問合せ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

(2) 株式会社日本信用情報機構

（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号
住友不動産上野ビル 5号館

ナビダイヤル：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

5 上記第3項に記載されている当社が加盟する個人情報情報機関に登録する情報は以下のとおりです。

第4条（個人情報の提供・利用）

1 会員等は、当社が下記の場合に第1条の個人情報の保護措置を講じた上で提供し当該提携先・加盟店等が利用することに同意します。

(1) 会員等が入会した提携先・加盟店等に当社が第1条(1)、(2)、(3)及び当社への入会の有無の個人情報を提供し、当該提携先・加盟店等が顧客管理のため並びに自らの販売商品

携する個人情報情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

(3) 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

(4) 当社が加盟する個人情報情報機関（株式会社シー・アイ・シー）と提携する個人情報情報機関は、下記のとおりです。

① 全国銀行個人情報センター

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問合せ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

② 株式会社日本信用情報機構

（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号
住友不動産上野ビル 5号館

ナビダイヤル：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

(5) 上記(3)に記載されている当社が加盟する個人情報情報機関に登録する情報は以下のとおりです。

第4条（個人情報の提供・利用）

(1) 会員等は、当社が下記の場合に第1条の個人情報の保護措置を講じた上で提供し当該提携先・加盟店等が利用することに同意いたします。

① 会員等が入会した提携先・加盟店等に当社が第1条①、②、③及び当社への入会の有無の個人情報を提供し、当該提携先・加盟店等が顧客管理のため並びに自らの販売商品等の販売

等の販売促進のために宣伝物・印刷物等の配布・案内及び商品情報やサービス情報その他の営業案内又は情報提供を行うために利用する場合。

※上記の提携先・加盟店等への個人情報の提供範囲は第1条(1)、(2)、(3)の個人情報とし、提供期間は原則として契約期間中とします。

(2) 当社が株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）に対して会員規約第41条第1項又は第2項に基づく立替払をすることができないことにより、JCBが会員規約第9条第3項に基づき会員に対する直接請求を行おうとする場合、同条第4項に基づき、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項第1条(1)～(9)の個人情報、その他会員に対する直接請求に必要な情報を、JCB及びJCBの提携会社に提供し、JCB及びJCBの提携会社が会員に対するショッピング利用代金の債権につき会員へ直接請求を行い、当該債権を回収する目的に限って利用することに同意します。

2 会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

3 会員等は、本契約が成立した場合、当社の債権管理のため、当社が本条第1項に定める当該提携先・加盟店等に対し第1条(1)、(2)、(3)の個人情報及び支払延滞状況（会員等と当社との交渉内容を含む）を提供することに同意します。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

1 会員等は、当社及び第3条で記載する個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

(1) 当社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法（ホームページ等）によってもお知らせしております。

促進のために宣伝物・印刷物等の配布・案内及び商品情報やサービス情報その他の営業案内又は情報提供を行なうために利用する場合。

※上記の提携先・加盟店等への個人情報の提供範囲は第1条①、②、③の個人情報とし、提供期間は原則として契約期間中とします。

② 当社が株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）に対して会員規約第41条第1項又は第2項に基づく立替払をすることができないことにより、JCBが会員規約第9条第3項に基づき会員に対する直接請求を行おうとする場合、同条第4項に基づき、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項第1条①～⑨の個人情報、その他会員に対する直接請求に必要な情報を、JCB及びJCBの提携会社に提供し、JCB及びJCBの提携会社が会員に対するショッピング利用代金の債権につき会員へ直接請求を行い、当該債権を回収する目的に限って利用することに同意します。

(2) 会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

(3) 会員等は、本契約が成立した場合、当社の債権管理のため、当社が本条第1項に定める当該提携先・加盟店等に対し第1条①、②、③の個人情報及び支払延滞状況（会員等と当社との交渉内容を含む）を提供することに同意します。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1) 会員等は、当社及び第3条で記載する個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

① 当社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、当社所定の方法（会員規約・ホームページ等）によってもお知らせしております。

(2) 個人情報情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人情報情報機関に連絡してください。

2 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

3 会員等は、当社に対し、個人情報保護法上の手続違反があった場合、会員等の個人情報を当社が利用する必要がなくなった場合、重大な漏えい等が発生した場合、その他会員等の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、個人情報について利用停止又は消去を請求することができ、当社は、当該請求が正当であると判断した場合、個人情報の利用停止又は消去に応じるものとします。ただし、それらの措置が困難な場合には、会員等の権利利益を保護するために必要な代替措置を講じることがあります。

第6条 (本同意条項に不同意の場合)

当社は、会員等が本契約に必要な記載事項(本契約書表面で会員等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約を断り又は退会手続きをとることがあります。ただし、会員等が第2条第1項又は第4条第1項(1)に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。ただし、当社及び当社の提携先・加盟店等の商品・サービス等の提供並びに営業案内を受けられない場合があることを会員等はあらかじめ承認するものとします。

第7条 (利用・提供中止の申出)

1 本同意条項第2条第1項及び第4条第1項(1)による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、利用提供中止の申出ができるものとします。なお、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。中止の措置については、第9条記載の窓口までご連絡ください。なお、当該中止の申出により当社及び当社の加盟店等の商品・サービス等の提供並びに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等はあらかじめ承認するものとします。

② 個人情報情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人情報情報機関に連絡してください。

(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

(新設)

第6条 (本同意条項に不同意の場合)

当社は、会員等が本契約に必要な記載事項(本契約書表面で会員等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約を断り又は退会手続きをとることがあります。ただし、会員等が第2条(1)又は第4条(1)①に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。ただし、当社及び当社の提携先・加盟店等の商品・サービス等の提供並びに営業案内を受けられない場合があることを会員等はあらかじめ承認するものとします。

第7条 (利用・提供中止の申出)

(1) 本同意条項第2条(1)及び第4条(1)①による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、利用提供中止の申出ができるものとします。なお、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。中止の措置については、第9条記載の窓口までご連絡ください。なお、当該中止の申出により当社及び当社の加盟店等の商品・サービス等の提供並びに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等はあらかじめ承認するものとします。

2 前項の申出があった場合、当社は、会員等の希望する期間（希望する期間が確認できない場合は、少なくとも1ヶ月間）、商品について宣伝物・印刷物等の営業案内の利用を停止する措置をとります。

第9条（個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口）

会員等の個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申出等に関しましては、下記の当社お問合せ窓口までご連絡ください。

第10条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条第2項①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第11条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

(2) 前項の申出があった場合、当社は、会員等の希望する期間（希望する期間が確認できない場合は、少なくとも1ヶ月間）、商品について宣伝物・印刷物等の営業案内の利用を停止する措置をとります。

第9条（個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申出等に関しましては、下記の当社お問合せ窓口までお願いします。

第10条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第11条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

※お持ちのカードの種類により、条項番号、条文内容が一部異なる場合があります。

※改定後の会員規約全文は、当社ホームページで確認できます。

以上